

掛川市条例第37号

掛川市地域生涯学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月20日

掛川市長

(別紙)

掛川市地域生涯学習センター条例の一部を改正する条例

掛川市地域生涯学習センター条例（平成17年掛川市条例第159号）の一部を次のように改正する。

別表中

粟本地域生涯学習センター	掛川市水垂838番地	を
城北地域生涯学習センター	掛川市水垂178番地	

」

粟本地域生涯学習センター	掛川市初馬857番地の1	に改める。
城北地域生涯学習センター	掛川市城北2丁目12番2号	

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。